落穂集

三

和書門
類 二八四九七 號
函 九五 架 一 冊 一五

内閣文庫
和書
類 二八四九七 號
冊 一五 架 一
函 一七〇

内閣文庫
番號 和 28497
冊數 15 (3)
函號 170 79

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

一　天正十年壬午信長信忠本能寺ニ横死ス　時武田勝頼
小諸ニ在城ス　織田信長の旗下ニ属シ信長信忠父
子甲信の兵を率ひて来り攻ム　武田家ヲ追討
ス　遠江駿河ニ進撃ス　北条氏直ハ関東
表ヨリ三万餘の兵を率ひ甲州ニ出陣ス　東海
道ハ小諸氏政父子三万餘の兵を率ひ
碓氷峠ヲ越ス　八倉表ニハ長尾三郎景人
勢ヲ率ひ　押ヘ　本陣ヲ上州ニ置ク　織田信忠
信長ニ謀本ハ七万餘の兵を率ひ甲州の路ヲ押

つゝきとも云ふ信濃の国諏訪郡下
諏訪の中ほどの道の傍に信長（志を無）沼尻
岩村城攻の時信長を守護申し引入信長
江尻城を信忠に引渡し夫より甲田の
信玄力を尽し織田家（後年）
志賀城信長
家康公より二月十八日濱
松を出馬岩殿城（内れを岩殿城
城と号田舎侍和を以て大久保七郎
兵衛と申侍に守護申し城（内

馬を乗り向ひ如小城を新城諏訪郡諏訪
城と称し後に江尻の城と云ふ穴山陸奥守入り梅
雪斎と称し後に出家し梅雪と号し
織田家に属し城中へ兵を籠
信長公より梅雪を坂の吳尺より
江尻城と称し後に諏訪一郡より武
田家の城と云ふ穴山梅雪
と言出馬を拒穴山梅雪と内通
市川より甲斐へ入せ申候

陸奥国信夫郡の内武田信義は
家臣なり日々小為義世せられ甲斐の国に於て
十万騎を率し義仲を知り信濃国の城郭を構
ふ後鳥羽院一我が方へ参れ城郭を拵へ
守護仕りて国を治め信義の
ハたらき忠を尽さるべしと仰せ
路大炊助為時の子孫ハ新
こゝ中さ国に住居し田方へ
田家ハ武田家代々の家来箱田の先祖なり

よりと仰る程に信義ハ駿河国へ参り富士山西一向
国に成敗を致の云と出し弓矢鉄砲と打出せ
打ふ中山にて更に天目山の麓田野村と申へ
為沙百姓の家に九龍寺居住と云ふ流れ清川迄
川尻に住おるの先祖田野へ押入終に信義
信清又子と云れて首と甲府へ上られハ信清か
業所に云家来と中間と共に流れ出ハ
其城に知と信光と信清の首と座に共並新文
信玄に来拝の為と元亨年中武田

東庵へも見せ申候ハ、とのゝ
東庵その時分西へ参候ハ、参候如仰の首と
ハ参申候ハ、と云ハ分首討の内の内ハ
と申ハ先へ遣参ハ、人の仮名てハ
仰ハ先より申ハ、首と東へ参申ハ分
遣参ハ、仮名よハ上の詠歌、清面の内
関東筋所々の注文と第分猶の事一通
東庵へ参申候者の事ハ富士見西
とて東海道とて第分猶と申

ハ、所々の地名ハ、
東庵へ参ハ、
乃精舎除中の仮小屋仮井戸所
人へ参ハ、海城の月影
東庵へ参ハ、宿と云ハ穴山梅雪と
乃て参ハ、城と申ハ、
猶々の地名ハ、梅雪と言葉と
ハ東と申ハ、堀の浦
小の浦の高野の方へ
方と古ハ年の梅雪ハ、

ふ様とみて出羽国の内に於て波出羽山城
立ル所日向守光秀代羽柴筑前守秀吉毛利
勢と対陣の場所へ出張として陣屋へ居ると被
為成候事と存候山城と出て相川と流
る元和ひろ郷より遠ク西と稲て行先の石
ち平地へ出を見る故秀吉日向守の面に大き
成関を取て防さ戦と云へ共ふれ付先に四十
九日迄ニ成害を出ス所に羽柴筑前守二條新宮く
押寄せ城外へ出ス所と切ル所に成る迄に流を

為ニ付 御屋敷ハ城ヶ出て市上居ル迄ニ流を
内対馬守に取ル所の品石ハ先に出ス所に内人数
もすくなく成ル迄ニ羽柴日向守の面に地を立ル
お知ル所ふ中成ル所ハ京と云ハ平安の内と京と云ハ
出羽国の如ク江戸渡田の城と山岩先牙地ハ
ク遠ク内ハ中ハ分山岩と内葉間先と成伊賀
城へ残ル所ハ岩城へ内城ハ成る内と京義仕給
と内退治て義と云ハ出ス所ハ稲て後
を矢ニ二ケ国の内ハ内と内渡井出羽先

と先源を以て和合之儀を以て結和事と
百足尾張の御両と出法を以て相談 秀吉の
たとり　　家康へ　彼之ごとく　第上之儀と存
山城表へ相出と一戦を遂へ恩賞利と仕
為逆の出馬なく其手柄上意前手柄上意
月出馬あ意百出野より及ひ上の義と存出
自元の義も御為よりの御使ひとなり
大坂表毒の内之御両者相談仕候地の為と
御出馬へ刻々へ御ら出馬和上和の義一番御

川一筆示給り厚情の段よりて其方之事御用
出馬之川尾和あり　第上の義と
仕也　家康之第上は甲斐の義小牧長久
長益の義も之川尾より出馬之義
なて出馬和中於之義と信長様和と存
之和あり力と為この中と思召之面
甲斐へ和あり様なのお談あるも義と
立仕大御両へ出馬之如和あり之は
家康之書面と相違遣候大坂山城守

百姓が窟籠とかゝせ候ゟ伝兵衛ゟ郎等
大さふいさと云ふ百姓の郎人共集り人を数さん
なて迯つたれいとゝゟ百姓等集り義そもをほ
きぶなれい川尻うもへ押出切死と数さへ
立人の歌川尻と申渡と申也
書面の浪人一人二人と雪乃氏浦の郎元集
て渡元と御候ゟ及ゟ数多一揆と記川尻
ゟ郎と元國ゟ郎攻破て川尻と始め浪宰
たゝ迯ゝ討数す中ゟも紀おきとゝ甲乃義の

元の中三井十左つ元と討数名和ゟ郎人共
使先と元浦へ演松へ出渡と中ゟ上ゟ分
郎屋ゟ玄蔵伝ゟ拒支後是浦伝ゟ城無ゟ
郎人ゟ金田左つ伝と云ふ流甲乃郎へ公元立見浦
と甲乃郎へのゟ出ゟ和ゟ伝ゟ元滝川左ゟ堂
一並伝ゟ上乃一厳橋の城面ゟ郎ゟ伝ゟ横元の方
伝人ゟて大さゟ数ゟさゟ力と流て宮兼と打拵
上方へのゟ元ゟとの不ゟ郎ゟ元ゟ人ゟこのゟ氏政氏
出文ゟの内出数ゟのゟれ元の中義田乃中ゟれ伝ゟ

ちかく上杉武田両氏の領国を二方から攻め
ようと欲し氏政氏直父子三方解し勢を率し
厩橋表へ出陣を企て利根川を流れの去るれば小源太郎の
大軍をとゞめたせし厩橋の城を打て出て両方勢
向て攻め一戦をとゝのへたい所の武田勢よ
戦ひ負厩橋の城へ引れた後箕輪城へ至来る
路と絶〻を言へ云ふ出こゝ日を経て上杉武田両
乃軍は悪〻小源太郎の勢を攻氏直は
為上杉の人数をとゞめ置て家康と箕輪

海を隔へ両人共に面を始めとして作法
結と意〻味方と乃勢と率〻
川井沼へ出せの如小城後の上杉家情を探へると
出芸考る為て直為の厚川を渡り対陣を
時よ小源太郎の一門部の面〻氏直へ呉尺寸
尚原より多数の甲兵と上杉兵を敵方に於て
上杉部との内対陣とハ者面さるとの法氏
直間〻〻不乗勢を引入丈が直と甲兵へ
起へ為神よ表よ於て七月末が乗りと七月

乃ち都鄙之と氏忠の勢ひ強く実に甲斐流
人中分演相へ流れ中上ハ山源氏忠と出ル
流れ表へ出ル者多し如ル新又氏政ハ尚家ヨリ居
ル所ハ之板の城へ人数を籠置き甲斐黒駒迄
ハ引ひ引き下り居ると云ふ事と
なり新ひよ流て演相と出ル者ハ古府
中より甲斐へ如氏忠出ル者の中流を分新宿
中へ出ると云ふ事丈の少勢なる故ハ或ハ
都鄙之分新ハ流れと出ル者ハ山源英流

当氏祝方へ出ると云ふ城ハ尚ほ義ハ強河へ
流れ出ル者の義ハ多くハ新宿の支配の様
西上野国の旧代と云ふ流へ上ル一番ハ一番と山源
都ハ支配ハ流れ出ル者ハ氏忠ハ流れ
ハ後ハ流と云ふ新又氏政
ハ強兵ハ流れ氏忠都鄙之者ハ流れ
氏忠へ嫁せ〜め家人流ハ流れ
万端ハ流れ変化して家細の出ル者と被
見流れ氏忠と始め山源一都の者と都鄙之者

一旦下総の本領に移り住み武蔵の国を
始められ日本国中西東へ中を武政する武蔵国
奥州方新府の内陸奥へ義経下上の為武親方
より内蔵義中上武蔵国の住人新田義貞と
山西東へ中を武政する関東と成り鎌倉の
本城へ攻入る新田義小田原へ進軍信濃
を経て越後へ出る山々谷々の住人出羽の
山形善信と始めの家を作り住む
鎌倉の内陸と成り
日本大よ山源鎌一の大なる強の海西へ新城を
海へ移すと所を所を所々に出る海に
て所 鎌倉分の後より所を中と分強の海
鎌倉へ入る八海へ 強の内
鎌倉第代八先代和平の義中後小田原分の一左
大家より奥州当 家を後とのを義経分 鎌倉
本海と長と成 出るより海海
山形善信の和より本人に新れ和後すとの
義経八実家より八内家を 人々の

謀計たくみ時分柄雪候而ハ兼ゝ今ある我刃を用ひ
然るに桶狭間中ニ一戦を遂け今川義元を
以て切せの時より元康公ハとゞまりつゝ 駿河国領を
入られける 家康公御旗立らるゝハ此元三河
のうちと御出生 氏真ハ今ハ振て宛お遠州
方も送義中にて国々を出ス辞退候道を右衛門と
何をの儀とも遠州之内ニ候あひしれなき中
出ハ御出陣中にて手際とも 家康公我君へ飯申付候
訳よりと先陣の衆中へ申達し事て毎度

中付候甲州候へ今度ハ候へ出陣して信長殿対陣
中こそ候らんとて兵を立しと謀じ中にも早く駿
河衆ハ氏真の仕付之沙汰と申述仰候ハ
氏真を始め皆其もれ太将ニおいて御旗ニ于ハ
遠州ニは家康の御手遣へ多くれ何方とも無事
をあわくれ元寄を取次ニ一決して境の為
駿河国掛り大将ニ候而ハ遠州国境候
御先衆ハ添衆を案内者にて家康之沙汰し
道して掛川小笠原を大将として其外多勢後

宝海入道浄妙寺殿の山道押上て平三郎海老名
戸次河内殿等を本多平八郎氏之の組元なる小藤
方上野殿等を仁科信濃守久小縣元へ義国氏まを
毎の和尚と号て戦を打て海を押出れ玉ふ
時の中と泳ぎ合い武組西殿を同名して来る
と見て大の海を渡て洲と泳ぎ来る義藤を中
原殿は暫し海を押面より三人なる新原の
清原殿等付泳ぎ合て大に大に
中と合ふ泳ぎ来る義藤を氏

知と出先進て泳ぎ組の内和藤の内信迎川の渡を
一と中上て調法の動を進ぜ泳ぎ中上て泳ぎ
新原殿等を組て大抵の男達ハ有ても無けれとも
泳ぎて出機姫組出先ハ出一戦も無及
此男出先の面へ泳ぎ人数を引入て可中中に
御出孫九郎殿とも出出用見組泳ぎ合
英濃守殿等の義ハ小藤御家と中親父氏原
の方が渡河の今川義元の方へ使人として組
玉ふ　新原殿ハ御家の代男と中ふ渡河の文

大慶上中下ニて此為ニ如乾タの様ニ成家
ニ而ハ日千貫の脇ニ至ル行出し新潟の上笑酒問屋
孫九郎有人此条当の出荷物をも江戸迄夢酒問屋
出帆中上下ニハ千貫之当津へ新ニ参通後の上ニ而出現人
ニ而も不及候ニ付而孫九良を立置不届ニ付師
ならハ夢酒問屋ニ而右様ニてハ無之夢居ケ様
の義ハ武家ニ而も同年し江戸ニ絶ニ候出氏迄
出ニ相成ハ新町仰ニ而此度ニ付新名迄ニ而新名
中上下方様ニ様ニハ孫九良引請ニ出て氏方がハ

深井左馬介悴小太郎をも千貫之へ口ニ而をも 四日市ハ左
なりハ千両成も及ひ置御預ニて乍也の行をも
夢酒問屋ニ而の出現人共ニ及ひ中居御奉公
夫ニ而も不及ニ而も出府仕候ニ付氏迄ニ而ハ
ニ而ハ此得氏名を引構海津ニ而並波の有小田原へ
海城の主海波地へ新参ニ而在て新町仰衆中上氏
組ハ在海居ニ申此て柳原小平太当居候夜番
有人をも当居る氏迄ニ而出現人孫九ハ依ハ重之
同日ハ有人出所如此ニ而当義為実ハ当出ニ而相揃

中後ろの孫九郎と何の事ぞ無之と申候
為在之人ハ元太郎殿ハ尚也ハ
とかくハ人ハ中ハ元太郎ハ新兵衛
仁尚も元太郎殿ハ私事ハ兵衛中の筆ハ市左
衛門殿ハ吉田兵衛中ハ[illegible]ハ人
ハ新兵衛病ハ[illegible]ハ[illegible]
の筆ハ人ハ大切の筆ハ新兵衛と
兵衛ハ[illegible]ハ元太郎ハ新兵
衛ハ[illegible]ハ[illegible]

家臣ハ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ
人ハ[illegible]孫九郎ハ冨士の[illegible]ハ冨士
[illegible]ハ[illegible]冨士ハ[illegible]
多ハ[illegible]ハ小源太の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

北條殿と中社人既に敵対して死傷の輩二百余人
死の形出来て天保山源氏恵への出陣れ出源氏の
御原小西を名兵衛為政十郎三人猪山村行
く社人共方が強力と聞れ出見三坂の城へ引籠
る小源兵衛方の御原山と
太田見と出合せられ出見遠寄を
小源兵衛出御見三坂の城より甲見へ御出と
名兵衛方出味方と中山甲見流と中合て沈而
以一戦と御を融の前三百餘と討れ猪利と

一

敵方より和子書を以て民恵と百余
餘の出家時と中合て沈而甲峯の出
一番に出成知と成ると松尾の物を
主御より世上を以て永沈法法と
天正十二年尾見出雄の御原沈河出雲国出
古濱井多賀以二人の義秀出人出逆意の企を
之名行雄出告知出る出出沈て行雄出猪豆
いつれも二人の志と出見出の城中行行雄
節行て行雄出と秀出と中恵行行尾出

發向して織田家をすたらさんとすると信孝
其の比三七ハ立身致し候大名と是へ信雄へ分
出勢の事を相談したる時の縣合に勝家
一人自分の謀を存し付今度一大事の事は
家康公の御扱ひに致ふしめてくしと存し候ところ
秀頼ニ付　家康公ニ従ひ候は秀吉今天下を握る
縁ひあると云ふ今更ニ信長の厚恩有らず
たとへ天下を手に握るとも信雄に帰りし事ニ候
たりと一切に致さ也へきとも今ハ武家の本意にあらず

其故ニ右ハ先て信長の厚恩に依て候と云ふは
何ぶされ候もの其心あらしめ合せし為かの事なれハ
主手と信雄を見放し中々さて致す為に其乃
為といふに秀吉出勢と何ふ于て又ハ身を退て寄を
見届けてその為かも内心気を付ひあ弓矢との迷ひ
を見れハ夫か尾張の出陣の御陣営を知る由を
後日四方ニ勢ふ信雄のため合せ為へハ又致し
しこ其中に候へしへ其ハ義信も押へとて
信雄ハ大事ハ出陣致し小牧山の事ハ遅く

為之人ハ就又氏政の表意を以氣色を和睦の間
不ふ出ず と被ぜられ を外を用ひ公方の間の仕為
ものとて 是又大夫 氏政 行方 後人の様
の出人数し 行方多 御一方 中御所の方を
以出せ ひとも

一 去る頃 北条 城 行 研々 中川 初 と 義
重 処 初 月 出 の 城 者 ものの 方 を 為
ものを 取 秀 云 味 方 として 沼 指 公方 を
大山 押 居 城 と 定 指 大山 城 使り

沼秀 方 氏 を 立 て 不 ふ 故 夫 使 方 者 御 原 に 以
此 度 厚 恩 指 ふ 沼 合 ふ 原 の 様 に 成 れ 沼 と
て 指 ふ と 出 ず 城 を 小 牧 の 内 に 自 出 馬 を
出 ず 不 指 ふ 不 来 大 山 城 に 入 沼 十 六 日 か
大 山 表 に 人 数 を 出 向 処 に 牧 原 の 八 幡 根 表
武 蔵 国 表 に 味 方 て 陣 を 取 て 陸 方 の 物 へ 向 て
決 定 と 故 に 品 川 奥 平 九 八 郎 酒 井 左 衛 門 尉 松 平
紀 伊 守 氏 三 人 も 決 定 と 打 立 て 残 方 来 る 年 知 ふ
武 蔵 国 に 使 を 以 決 定 と 見 て 一 揆 蜂 出

此処に内藤官兵衛殿と秋月殿と共に先を打落され
候の為うつ処と奥平九八郎殿の手勢と共に
時を同じく宗徒武義方三千余騎と一戦に及
武義方所々に相果の内に又奥平勢を
追ひ出さんと追ひ掛る敵方此時四郎
殿父子追ひ合せて討死を遂す奥平勢
内藤官兵衛殿と共に大山城へ引出す
猶父子共人数稲葉伊勢守方京父子共ともに
陣より引入ると 御屋敷に於て夜明方に
御働きと云ふ事なく引揚て中条
城に籠り居るの間追ひ掛る
千代秀吉ハ大坂を出馬てなるの如く紀伊根来
を当の一揆 御屋敷に於て
紀伊ハ根来に於て
岩和田の城中村或ハ浦一戦を勝利を得る
分一揆退散いたし候ハ氣を引為て
指出方仕の儀を辛と大坂を立て国元に
此度 殿 秀吉 小牧出を

近国を法華宗の法場と云ふ故に
都鄙に先達て小牧山と古城を定て江州勢二万
余指揮を付秀吉と対峙ハ尾張国を
法華宗小牧山へ向て毛利を無き掛と付て
我が下知を以国中に洩なく一戦を以名誉ハ
国の力を合法華へ投じ城ゆと云
都鄙に法華宗と法敵と云て法華宗の山村
宮毎に持る寺の城を拵中国の国の
為とて小牧の古城ともに成出来

一

甲斐穴山元穂坂善隆外を安国寺と
買右衛門池田勝入大山城へ秀吉中山江州勢
を打立て尾張へ向ハ伊勢国へ
都鄙に加勢とて法華宗の城を
勢丈宗氏右衛門秀吉中上杉
山源の都鄙と氣を入田江州後二千国の城へ人数
を拵れ参を安国の船と旅寄を無書へ
出洲河へ入ハ江州より都鄙に国為代第八宮へ
ふ野方へ手の者ふ宮と人数と宮と宮へ地と

寄手共也とて扨て家康公ハ小幡の城へ入
長湫へハ人数を遣して小牧の留守へ
向ひ玉ふて織田信雄公と同道ニて如此小幡迄御出也
申上ハ秀吉公大きに怒り給ひ楽田の陣所を
打立玉ひ三好孫七郎秀次堀久太郎池田勝入
其外を相具して長湫へ出張ありし所ニ
と云り先手の者ともより家康の陣へ注進して
城を攻す早く長湫へ出陣なさる
ハ先陣ハ長湫の方の刻より出張

己の刻ニ至りて篠木柏井へ出張ありける所ニ
又ハ殺戮之後秀吉ハ篠木村より出張有
候と 家康公ハ此由を聞中より小牧山を出陣
有所 榊原石川数正酒井忠次等を
留守ニ被置候 家康公ハ其後小幡
揚 水野惣兵衛大須賀五郎左衛門本多
旗本伊井万千代六千余にて先手の勢を
引連八日の未の刻小牧山を出立小幡へ
次第ハ先陣も其外も押寄て

〻浦渡より中人数とも押〻一番に浦渡小倉の城
へ西へ向て出発浦渡小倉の城の侍十人斗出張
就泉寺を西へ出張敵防戦南北方へ押引と有
れ〻ハ日暮迄浦渡を一番上方に知恵浦
日暮迄の戦引ハ南北方へ押引と上方
ハ小倉の城と出張ハ浦渡ハ谷の方の引
藤本と出張して日暮迄浦渡居城へ火を焼出
清水寺相出張ハ敵人を先陣として本城を責
〻城々動揺ハ小牧より出て会津府内侍を

七人斗ハ籠り居〻浦渡ハ出張〻お戦ふと
云ども小牧出て次郎丸を始め浦渡平兵〻討死と
なる様ハ半蔵のよりと大きよ城ハ牧之嶽へ
寄人と共四方を責城主人と先陣として
海ヶ嶽と斗嶽ハ河内方へ押引如小倉方
小牧ハ元会津方の方西田津会津ハ押出て
敵〻ハ切崩て中も柳原小平太日和動ある
と云ども敵と退出ハ会津ハ秀吉の旗本
足軽〻て寄〻大坂軍と云ふ秀吉ハ出久金の

挑灯を掲げ引退き給ふ時は源頼朝公義経
城久今良を以て旅宿より軍を出し給ふ頼朝
御家の政治分手義経の武勇を恐れ給ひ
ゆるの時久今良大きなる鎧兜を帯
徳を立て城久今良を物陰より軍を
旅宿より先鋒の敵を引請て
鉄炮を打掛へ敵を知らず味方の勝ハ逃る
敵を追ふ如く城ら徳の鬼怒るを見て
先陣を見て久今良ハ西先へ走る

拵て味方も勝ハ敵を討死を中ま
原平家命を惜ま戦ふ七ヶ所の城を奪る
久今良ハ味方を以て敵を苦ませ
代九郎人数を率ひ老久の山へ敵を
下ル見て鉄炮を打掛ける城ら
勝を知ると義経ハ手強を捨て
者や者と下知して来る方へ徳
敵なる鉄炮武義ハ手強を
如多八義経ハ敵を見る時ハ

故に乃ち潜伏の者を召して井伊の
主従を殺さんと謀る所の岩清水の
勢日のうちやきてとく今の扇の話る事を
ひたすらに出でんや 徳川殿と云ふ
時乃家康にて意に徳川の者へ
ひたすらに攻れと命じけ居るなり 永井信濃守 時に二十歳
者へと家康を首とする者へ嬶より紀伊守とは
あれ元義元と出て首を取らん此一戦に
父子共武勇を打て死物狂ひ来る者へ

乗回へ使へ人れ人に乗元の和睦をなして
都原軍より帰りて居られたるを
全人との廣元にて今の新の事を押を
出るふと付 我おとふさと 北条氏康
はてしなく新原の表へ先陣を下る
細と云ふ処と 徳川殿の居の一戦術
主従小幡の要害 中に小幡
小幡の城へ元を取るへきと云を稲ふ伊与
日も暮ふ乃ち味方の出物も無用と 北

条し破リたる儀ニ上ハ大ちに出違ひて相戦ふと申遣し
候而中ニ付信雄ハ伊勢の尾張を以て諸家衆の領兵
ヲ取候者を殺して其跡を亂取せ家康公ニハ其表
伊勢尾張の境目ニ出張り家康は小牧山の陣所ニ籠り候
ニ付秀吉公ニも其備へ楽田ニ陣を居へ候とや
其後六月ニ至り秀吉大坂ノ城を打掛候ハ浅井
候て家康公ニも小牧山を出て出陣候ハ花ノ九月
秀吉方楽田二重堀の陣より上方勢を指り
居候ニ付小牧山の陣所を出人数を以て出張致し筆

出張之処双方不対陣ニ申計ニて互ニ見合候処
互合候中猶々信雄も何とて加勢ニ被及候ニ付
家康公ニハ尾州蟹江の城へ出馬ニ被及其節
滝川左近将監一益儀信長代ニ居候て信雄ニ付
罷在候処羽柴筑前守楽田陣所ニて相
催候て信長の御孫御子の弟を生捕候処人質
右之筋ニ付羽柴楽田の本陣中西方へ出張候て
罷在候滝川ハ楽田と一味候処ニ信雄ハ志ニ
候蟹江の一戦ニ差向け戦出小の庄の城を攻

自然淀川かと為し秀吉附属を
先注ぎ流し為たる小浮物を秀吉に流し
所余を拾ひ集めるこの法合にて淀かわ川の水
を流さるる為なる注ぎ出し播と実に秀吉
への大恩なる事なるとも此事を千尾長篠江
城を初め三家をかくし九鬼大学九郎右衛門
以和泉守方の策略江の城に立籠る
家康公より北浦清左衛門はしれと来り
やり合出るを長篠江の城に合図し為に井伊

万武大将なる為に小平太と一番の地に
海老方を元浦へ城内へ出る敵
永代中が遠方の勢より向へ鉄砲を放
た為合を出る敵の内も立ふ中 明る
城うち二三十人中門を開き
と突合出る時にて引なる如小器の法所
多の為も淀川一番の増長を生捕の
内へ引出なると
生捕より引出し出る前を切り外し保

いる海に流れ出る流れの名あり、これハ
一名を切り縄と云ふ紀の掘り切りたるとも迄
あり、城中へ入る掘と云ふ出られ、北条
威海と流れ、外と中と城中へ吉野河又
一名を鳥ヶ瀬と大の海を流れ、一名を
鶴屋谷の古江橋の川と威海中なる忍谷を
寄せ城なるのお田と云ふ所を新宮川と
鶴屋と云ふ所を玉手川と云ふ
城内の間なる一と中なるを誠なるや

大坂夏の陣戦の事を見たい主従家屋敷おなじ
へ入れた百姓ハ百姓ハ家の内を中を
時代の正紀録を中神を云へ伝ハ
を実説をの事抜とてハ云へ先生語一
海の海ハ大の海、おなじへハ大坂戦を見て我
本部乃ち実説なるとも故又ハ来、如
事如ハ虚実の説ハ大海を迄云へ云ふ海ハ
一ハ老人ハ大坂戦を云へ先生の国義
又ハ二重橋の要害大坂城なる江戸城なると小牧

山之兄ハ矢倉へ上り扇を以て招き高山右近を呼出し
申しは唯今此方の者共見請一戦を可遂覚悟と
承候と云々　家康方ハ城中ハ我等籠候所
大手の人数を廻し小前之陣の後より古居城を攻候
味方ハ諸卒一度ニ引退見候て二戦を可遂と有
言之も有之候得共上下とも乱候
見ハ此度国家を取候迄も　家康に抗候て此迄
養ハ此度右衆ハ頼み存候ハ幸此度見届候
此一戦を遂候て此儀ハ必定之所と申候得ハ秀吉

候由被申候へハ　家康ハ早速の返答ニ及ハ
此上ハ夫より世話致し無理なる一戦を遂し度へと被
ハとてもて増田右衛門尉に申付られ其返しに及候
くれ候を調所の者を籠置付細川与一郎 附より十八里もと
候由被申候を招き　家康ハ此城の大手先ニ有之
是より見る小山へ上り三方を見渡して
高山右近所へ申候ハ此方衆様の陣取を
掛り候ニ寺御出張有之由ニ候と申ニ付て
与一郎と自身も家紀殊の外に秀吉も不寄し候

名をあのか小山と云ハ小牧山か鉄炮の音をきゝて
来る家康ハ去方ゟきの兵少きまゝハ如何した
思ひけん下知し付たる時小左衛門ゝ山に向ひ
手元にかくれたる堀をも中勢して付、何のとしく為
由足を引て敵家一分に相立んと申て御の行をなせ
むらさゝ方行を縦へて為と家康秀吉の先手を破
勝ちらに山の上へ家付馬かりて行を捨て立を
めぐる旗を家立て高の家に如て小牧山か前の
峰たかし鉄炮を打かけへ右ゝ何ゝ君へ出て左衛門

我信長か子小牧山か月毛の馬に家に苦の無言至
たる武元一勝来て御の出陣の跡に行を抜持
御の返を秀吉見てんれれし始く為る是系なと申
中な如く程なく小牧山とて今の琵琶屋と申
先抱く麒毛の馬に家たる武元文を行て鞭
持来り二字撫の浅撫か見言たる立事にて伺
を秀吉見ゐひ相て其家康近々をと鉄
たる先一良何重をとなて上出て御申付与良
又家出して来て御秀吉の披見に入右ゝ文を

家康公の御返札とてハ無之、此鉄炮取次武者
将右府殿へ下りの返札之事みては
前田玄以之仕候、秘書御返事是に一戦御
柵と申候に及付笑切て迄一戦可申
候とも其上にて仕置申候、其後家康
三河より御出張にて候、以下
柵と右往之事にて関東忠として一先に退申
志有ものハ其後は、家康公御事に付
御陣我々に為御返事上方とや

太閤出陣と秀吉見れ共、掘小牧にて好機
罷在の内にハ、高山殿見て和睦候ひしと
かく、さらて候へハ、家康公後見も和と存候
とて人々ハ秀吉に異議して、仕掛候とて
して其上一人ぞと云て、ある所にて見れ
志有る者の内に我家にと存付る所
秀吉ハ一体の小牧の上へ打あかれ鹿と云て海より
打こし、家康是を見てへしと云て家康より
先刻に庭前の甲札其の内ニ相織すること

不ト云共秀吉ト只知テ小牧山ニ面ノ城ヲ築
浅野ト手ヲ合ルト云共秀吉ハ天下
ノ権ヲ浅野ハ知ラヌ者ト度ル
〻二年城ノ西表ニ家康ハ陣ヲ
二ツヽ未ダ二年城ヲ百姓ノ造リ
ハ藩ヲ築テ七月
家康ハ小牧山ニ陣ヲ
先ヲ矢ヲ長篠ニ於テ信長ヲ敗ル
旅ヲ織田信孝ト対陣ノ兵ヲ出ス

ヲ隔テ信孝ノ為ニ城ノ義
信孝ハ家ヲ
ト云ヒ城ヲ
死人ノ出ヲ
城ヲ
ヲ信頼ハ
ハ
ヲ

御合戦の有様先年話申上候通り大坂家の
出来候の儀迫て上申仕候義之儀を
少者之御ゆ 徳川家より指図
り義如へ御〻歩うけ申〻こと
出る〻自然も〻と被仰付候義之儀
何分無地之義は 徳川殿之家来御
と成小情に而書面之義ハ中上候
出る上之儀と少者望之人〻此方ひ
相義も実も〻 家康公と御手や

只今秀吉義第之義体ハ海之者共ハ當
城ゟ相て排原小弟之大坂家之方ゟ元
中たゝ中合せ〻ハ出張第之者人を
も〻秀吉の様ゟ相ハ仕不今屋樂田ゟ
此度後野の家意〻廣世果体之仕法
有〻ゟ〻ゟ此〻為様ゟ
出少ハ廣世ハ徳家ゟ南北ゟ相
ゟ相て大さゟ利有へ〻ゟ上へ
家康公ゟ立相ハ〻ゟ相ハ

せられとうく御所様より家来中を退出
仕候ハ、其ことく仕ひ、分おの〳〵多勢ハ方ハ
御家〳〵ハ其方〳〵ハ方場の門ハ尺長ハ誰ハ
あるハ門前〳〵ハ一人も出さへ〳〵ハ方面人
ハ〳〵中付ハ〳〵と仕出ハ其方ハ
清須ハ方ハ上ハ出ハ分ハ方ハ仕ハ使
使ハ少人数ハ指〳〵この方ハ仕分ハ見ハ必定
敵ハ〳〵の方ハ和ハ方ハ〳〵と仕人様の和ハ数ハ
ハ場〳〵ハ方ハ入ハ仕られハ

ハ方ハ義武ハ方ハ一戦の加勢ハ方ハ仕
お知〳〵ハ方ハ仕ハ方ハ方ハ〳〵ハ仕方ハ
ハ方ハ〳〵ハ方ハ仕ハ方ハ〳〵ハ仕ハ
義ハ方ハ中ハ所ハ方ハ方ハ半ハ
演ハ方ハ仕ハ方ハ方ハ方ハ方ハ
小ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ
ハ義武ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ
ハ和ハ武ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ
中ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ方ハ

義仲と平家と合戦に及ぶ大方此度の儀
義仲と平家と申上る事ハ世上に
の加入れよ仕る口宣旨の中に廣の
指料にもてなしと仰と指る事の第ハ
義仲との出羽に数多お集り給ふ人
こと出羽に在所より申て口宣旨を頂戴
分にて武蔵義賢科より給ふ所申
上る事に付て義仲の出羽に使者に付て
ハ義仲と付て札をしに付八幡を

宮出に場のよ義賢と出羽に在所より
八幡中上ハ 歌詠の中より武蔵一揆同盟を
就て宗盛 宗盛 と 池上より 鎌倉
小曽り て馬 今義仲 出羽 走り 家貞 を 指 に付
相 に 貞 と ハ 為 鎌倉 と 出 に 八幡中 ハ
大 に 貞 と 出 に 指 ハ 指 に 仕 と 為 に 宗盛
貞 に 宗 指 に 海 と 為 に 付 乃 鎌の 行 義の
中 に 指 と 中 に 付 に 乃 義 と 出 宗 に 武 義
討 死 と 為 に 海 に 死 給 池 田 父 子 ら 除 ハ 平 家

[illegible]も入る様に成て武蔵前司義氏
のよ[illegible]一意八幡宮と[illegible]屋ケ[illegible]中門と
こ[illegible]同じ様に[illegible]御屋[illegible]に少[illegible]程[illegible]武義
[illegible]と[illegible]成まひ[illegible]を八郎[illegible]
[illegible]ると中上れい夫[illegible]の海[illegible]成[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]と[illegible]
[illegible]海[illegible]に[illegible]の[illegible]
[illegible]中[illegible]八郎義[illegible]
[illegible]奪ひ[illegible]

此八郎[illegible]て[illegible]と[illegible]
[illegible]鎌倉の[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]の八郎[illegible]
秀[illegible]の大[illegible]
[illegible]氏[illegible]秀[illegible]
[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]の出[illegible]
[illegible]氏[illegible]

秀吉作の甲を見用致候様に家来共
也久々の儀へ立寄り候ゆえ
此後以後大の甲を成候様へ
被仰付候ゆえ大切の甲ゆえ
成丈の甲ゆえ
出来申候御甲を見用致候様と
仰付解動物相済候大隠居の甲
を被相手遣候様方ゆえ
七つゆえ也久々の者の一戦上方物語利と矣

紙屋惟住をもって
御聞届の者へ池出中さるこれ我りと
乃居申二年堀の要害ゆえ
小牧の出張へ
の間へ向秀吉多勢と率池見ゆる
くゆえ方山路とて上今度の合戦
形成方御ゆえ小幡者の出戦
乃二年堀の要害へ
者へ決とけ焼立ひよ

先と見て秀吉に対面ハ必ず之者ハ
前義絶とみなし二月伊予守殿
下知と同心致候ハ、川浦者数人之民
今秀吉へ内通の志あるに付一向決定致
く安堵なる旨御朱印被仰付候
事併ら太閤中納言殿ハ各毛利人の
儀ハ当時ハ不知元亨元年
安堵可致候 我ハ小幡書へ被致出仕
仕りて海上を警固小牧山を

出陣ハ上方皆ハ退て秀吉の旗
本を以て海上を押へ居る故
ていハ雑賀を攻秀吉先手の向
海上ハ長宗我部の中国毛利勢ハ
雑賀に当れり打出て上方
秀吉いと思ひ合へる如かゝ雑賀
雑賀方先を皆剣へ雑賀の和義申
ゐ為ハ為ハ為て上方ハ打ハ
先を海天正十八年奥羽海の御警衛の

城に於て中務大輔と申し候人数を見て
中の上侍へ立て甲と乙とを取り中書へ
差出し大名衆の御と書出候の御ふ
感賞に預り候と申

一今度書出の内　南部屋敷と出羽侯常家と
ゆえ出羽田沢雄と和睦をなし沢雄に
南部屋敷と和平を致し家臣頭より部下に
分相案内を以て右の初参人と沢雄に
とも和睦の義を常陸殿へ

彼秀吉へ対し如何様に成られ出羽
常陸殿へ主従の御と沢雄と一戦に
及ばるるに付秀吉より御
調れ上に於て秀吉へ対し様の儀と
彼先陣と成に秀吉方に主従と方相成
為と成て向後は以ての如く小田中屋と
定義に付南部と出羽常家の和睦お済し
と之に付又沢雄の代に成り御内演相
城へ来て中ら秀吉へ沢雄者へ常陸は

去比より和睦の儀申談之上ハ應意存候ニ付ては
入魂申ゐまし候へハ此旨相含め秀吉
御請ハ若衆ハ頼もしく候しか同心ニ被下てハ信雄ニ
も候ての儀との事ニ候 御家老衆ニ申達
其後ハ德川殿方も常ニ相とかく申まし候へ共
あれてハ秀吉り如秀吉の事ニ候て 紙とも候ハ
岩崎等ニ而も上ニ北條殿も御常ニ相上達
候ハ此き秀吉を御請候て 信雄の事ニ候ヘハ小て
家康殿ハ御申上無事ニ付ても相済候て上御本帯

岩崎信雄公より御縁ニ付 御留守殿へ於義丸
其月廿日ニ大坂へ被遣 十一歳の時也 是を御養子ニ被成
御供ニハ二人 内傅役一人ハ石川伯耆 次男
勝千代 一人ハ本多作左衛門嫡子仙千代 後伊豆守 後丹後
一 天正十三年二月 羽柴秀吉内大臣ニ任し 二位ニ
叙せらる 是ニよりて平の秀吉と名乗申
一 說内府ニ任官以後藤原の姓ニ被改申や
一 同年三月 家康公御背ニ癰の御腫物出来申候
所ニ危急と也 此事ハ北條殿より御見舞の使者

承り寂秋ハ根岸の何某とやら申者にて御所
去る頃御京都十郎御舟岩崎三人の小姓取次
御使大炊の見送りの證拠を申あけ候得ハ於て
一夜の中に御着ニ成候へ共御手前家中を
修理進殿宿へ乱入候て其時の上にて傷を被申候
御縁ニ申され候人衆の荒業と御指図之様
御修業を御差図有之旅中ニて多くの御届有之
先親子を以て御手子御目付衆と存候成敗
若御見送り候ハ他人にても承り御縁にて

御滞在を旅の御留の間を拝ミ候て其后ハ御出之
御家中の面々も御手前の殿ニおゐて申渡し
先ツ以て合戦も治り候御仕置被成候
御法度申付其後家中之者ハ八十余人乃至ハ何
月切にて指し出し腹切らせ申候
之ハ見させ本人に加え世の人々ハ何々悔
せ斯々人々も御座候今日ハ殿に直接
御家中にて人ヶ様に乱して存じ候果て
御ゆゑ此段申達し右の時節死去

くれたと云ふ格合は生涯
数度云はれ毎度云はれたと云ふことは
と云ふ命を惜しまぬ命令と法人よ
りの恩をさしれたる中堂を元亀
はなと武田反乱中に本利反と中法人の
敬を尊ぶる士も立人の数法を
平八郎の方松下一堂の先生の
と海原氏に長い法会海会附に本利反
をと云ふ人とは当時の

出羽相模守殿水戸へ出馬の時分諸大名
方へ御暇乞に罷出る紀伊中納言殿
主殿頭相模守殿出羽守殿
一同七月秀忠公御病気に付諸大名
御目見御暇乞の儀を被仰出候
かねて秀忠公御病中に
一同八月　御帰城出馬の日出馬ハ
出羽守殿と秋元但馬守殿
両人を以て城内の御本丸西の丸
両所へ御暇乞申上候

甲斐善光寺へ参詣に付て小諸藩と申和睦の儀
の出願仕候に付甲府城番の義ハ当藩より
被為武田の旧領地上野と御添へ上野一国の内
一万石小諸藩の支配に被成下候
小諸藩へ切米五拾俵
遠江国藩へ被為渡候
城を把へ居る小諸藩へ
出羽守殿より城代安房守
出羽守殿帰城の節城代
被仰付安房守の義ハ上野沼田の義ハ

[illegible]武田[illegible]清[illegible]と中[illegible]
[illegible]を以切[illegible]る城地の義[illegible]
[illegible]人[illegible]不[illegible]
[illegible]と[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

内清[illegible]を以攻討て[illegible]
[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の毛利家へ対して大変恐れ入り
居る事伊予の西園寺殿松平周防守殿三人
上国表へ出張先生と家向の家来共義皮地と
引取せ日夕いろいろ海岸に付三人共
上国表へ参向して浜の様子を見中浜に三人共
城地の様子見分致し候ものゝ如く城のうち一帰と成
出来たるものゝ城地見分為相成城
地一反ばかり海岸に三人共の内
らうそ先生と参向致し候様子数

出来る向見苦敷の小城を下攻見元義兵
とゝ迫地弱を見うと致し候ものゝ道
今日見合はせもなし下攻城安房守方が家向
義兵に報を義を新しるが流て義兵が
城海表日山に城を上枝新播を大家を借り上国
乃城加勢を致方知れなく付色る三枝野義
向の方中絶に付見れの家うを立てい為
とゝ為お使を流て上国の城下を引揚海陸
御先鋒又三国の押へとして大久保出世海い

小室の城に拠り、中納言義仲、平田入道将監
誅伐の為、大軍を率て、中国に発向の由、
聞て、小室の大夫源兵衛と申合せ、押寄
一日の夕暮に、長浜の城代、八田右馬助
白鷹を、屋敷へ為賞と、捧げ、長浜の城を
切り取、松平源次郎家忠、松平
太郎左衛門尉、又太郎、一味同心
仕て、義仲の軍、我先と、
打て、中国へ、送りとて、
[illegible]

依て、小室の城、大に、変貌、
敵人、費申、
敵、正方、中城、
付て、
演技、
七、敵、
字切、
法名、
の子細、

[illegible]

[illegible]東西戦之方城[illegible]城[illegible]兵[illegible]人
[illegible]討死[illegible]
退去[illegible] 家康[illegible]小諸[illegible]
先代[illegible]中[illegible]
中[illegible]十[illegible]石川伯耆守尾張へ退散[illegible]
小笠原[illegible]上方中合[illegible]
の[illegible]
[illegible]
十月十[illegible] 家康

小諸後

一 同[illegible]十月[illegible]より[illegible]小笠原[illegible]
同国[illegible]の城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]羽柴下総守[illegible]播磨演[illegible]
[illegible]
[illegible]

上京仕られ候ハ、其方ハ大変と申候
と申 御屋敷ハ当方ハ大ハ我ハ成共元ハ
仕候ハ、其方の世の義ハ京都へ出て居られハ上
方ハ何方へ参ても何の用ハ有まじ
其方の法用ハ其方の上京と申ハ世間
それハ是ハ上方ハ何と仕候ハ、不届ハ
秀吉ハ上京の事ハ申上ハ
知ハ上方へ参ても秀吉ハ指立の上
参ハ方へ出ハ指よ出ハ尚り上ハ茂弾正殿

成ぎと仕候ハ、其方ハ何と申ハ
御屋敷ハ当方ハ参ハ人質ハ人と申ハ
秀吉ハ指立ハ人のと
ハ指ハ出ハ
ハ指ハ出ハ尚り上ハ
ハ指ハ出ハ
ハ指ハ出ハ
ハ指ハ出ハ
ハ指ハ出ハ
ハ指ハ出ハ

より大坂へ五位家屋敷の儀秀吉へ遠一中
様宣て大こふふ奥へ上洛と指図り秀吉
公より一作と機嫌能流れ　家屋敷とゐむとも
節ゆるり頂戴く秀吉の妹朝日の方を
家屋敷へ嫁せしめて第と問渡ゆりける也
[illegible]
二人を花ちふ公方様御[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan